

〈委員長の選任について〉

委員の互選により、丸山委員を委員長に選任する。

〈いしかわ森林環境税の概要について〉

（丸山委員長）

ただ今のDVDとパワーポイントによる説明について、お確かめいただくことがありましたら、お伺いしたいと思います。

（中島委員）

今の説明で、環境林の三者協定は、何件ぐらいあったのですか。

（山口森林管理課長）

件数は、613件であり、参加者が1,451人、協定面積が1,622 ha でありました。

（中島委員）

かなり進捗状況は良いと判断されましたか。あるいは、なかなか所有者がいないところがあったとか、苦労話はありませんでしたか。

（山口森林管理課長）

最初は悪かったが、加速的にスピードアップしたのは10月頃からであります。

理由については、不在村森林所有者の方が多かったことと、森林所有者の皆様方が40%の強度間伐に疑心暗鬼を抱いたこととあります。その後、地区座談会を重点的に進め、その間に強度間伐が進み、森林所有者がその山の状況を見て協定が進んだこともあります。

（中島委員）

これからスピードアップするのですね。

（山口森林管理課長）

2,000 ha の目標に対して、2,300 ha 行う予定としています。現在、昨年の実績に加え、2,000 ha を取り組んでいるところであります。

（山本農林水産部次長）

森林所有者の境界を明確にするのに時間を要するところであり、不在村の方の場合、特に時間をかけ行わなければならないことが壁になっているところであります。

(越島委員)

今後、整備事業の進め方で、H19年度は1,300 ha、H20は、2,000 ha、H23年度は、2,700 ha、3.7億円で1万 ha 事業を実施するとのことですが、どの程度の精度であると認識すればよいのですか。

(山口森林管理課長)

1万 haにつきましては、市長村別に地番までわかっている状況であります。700 ha分については、税の徴収時期の関係から平成24年度にずれ込む可能性があります。

(大西委員)

自分の地域が水源地域でないとのことは、現時点で受け付けていないとのことですね。

(山口森林管理課長)

水源地域を5年間で1万 ha を行うものであり、24年度以降の継続について認めていただければ、水源地域以外の残りを実施することとしています。

(大西委員)

20年の協定期間で、躊躇されている方がおられますが、その理由の一つは、20年後にその残った木が果たして販売にあたいする木になっているかどうか疑いがあるのではないかと考えています。今、混交林とした場合、残った木が今後使える木になっているのか質問します。

(齋藤担当課長)

残った木は、残った木どうし競い合い成長し続けます。実際の用材として使えるようになるには、相当の年月が必要です。20年の協定期間は、広葉樹が独り立ちする年月として定めており、80年経てば利用可能となる材になるかもしれませんが、そのことを期待するより、むしろ、手入れを必要としない林に仕立てるのが主眼であります。

(中村委員)

20年後、元からあるスギはどうなるのですか。何か切って使うことが前提ですか。それとも、そのまま運び出せないとのことですか。社会情勢にもよると思いますが。

(齋藤担当課長)

ご指摘のとおり、社会情勢の変化をある程度期待しないと、場所的に林道から遠い位置にあることから、今回の措置をとるわけであり、残った木は、それなりの価値のあるものになるかと思いますが、長いスパンの話なので断言できる状況でありません。

(中村委員)

間伐している林は手入れ不足森林であり、今後とも手を入れることができないと思うのですが、用材としても使い道がないと思います。そうすると自然の森林に近づくことを期待していると考えてよろしいでしょうか。

(有川委員)

森林所有者の感覚は、前回の検討委員会では、所有者の方は諦めてしまった山と言うことを前提で検討したと思いますが、実際、森林所有者にお願いする場合、権利放棄した人は一人もいません。また、所有者の方は、なぜ枝打ちをしていただけないのか。組合長会議でもどうして枝打ちをしていただけないのか問われている。

(丸山委員長)

森林所有者の方はちゃんとして欲しいと言う希望が強いようですが、

(中村委員)

林業の実情を知らないわけで、県の考え、有川委員の森林組合の実情を聞かせて頂き勉強になりました。

(山口森林管理課長)

枝打ちは材価を上げるため、これまで我々が目指していた林業・木材産業の世界であります。最近では、枝があっても使える工場が出てきています。林ベニヤ産業、また、チップも高くなってきている。お金になる要素もあり、全く価値がなくなるわけでないと考えています。

(勝山農林水産部長)

人工林の手入れ不足森林の整備とのことで、技術的な考え方と制度的な考え方があります。技術的に考えた場合枝打ちをどうするか、木材として価値があるかどうかの議論をできるが、いしかわ森林環境税とは何かと制度の議論をした場合、森林環境税はせめて公益的機能を維持していくことを目的としてやりましようとなっております。

(中島委員)

まさにそうです。森づくり検討委員会ではそのことを視点に行ってきたころであり、経済効果になると、今後、県として総合的な政策効果の中で決めて頂くことであります。

(勝山農林水産部長)

制度としてご理解をいただきたい。

(中島委員)

先の方に話が進み過ぎているので、ご注意願いたい。

(丸山委員長)

そろそろ言い出さなければならぬと思っていました。

(平田委員)

将来的に木材を育てるまで進むと、誤解するので、そこまで飛躍しないで環境的な整備を行うとのことで願いたい。

(角委員)

環境税について議論したときに、大きな点で環境をよくするために森林環境税が取り入れられた。県議会で反対された。その原因は、個人の財産である。なぜ我々の金でそのような整備をするのか。その中で、自然環境が崩壊する。皆で環境を守ろうとのことから取り入れられたので基本を忘れてならない。

(丸山委員長)

ありがとうございます。非常にうまくまとめられたご発言だったかと思えます。

〈平成19年度 いしかわ森林環境基金事業の成果の検証と評価について〉

(丸山委員長)

ハード事業の「視点」3つについて、意見を伺います。

(越島委員)

初めてこの会議に出させていただきます。評価委員会については、議会、産業委員会の質問に出るのでないかと思えます。公共事業の評価委員会と違っており、経緯があることから、私も委員になった以上それに耐えられる議論をさせて頂きたいと思えます。

(勝山農林水産部長)

森林環境税につきましては、県民の皆様にご存知いただくことが重要であると思えます。どんどん広報等にお知らせしたいと思えます。県議会につきましては、皆さん大変感心を持っておられ、県議会開催ごとに質問がございます。産業委員会で常に進捗状況を求められているところであります。この場であまり気にすることはないと考えます。自由に議論していただければと思えます。

(角委員)

計画どおり実施されていることは評価できると思えます。あとは現地へ行き、整備されたところを見て「ああ」と思えるようになっていけばよいと思えます。

(有川委員)

先程の発言の補足をさせていただきます。現場での声を届けたかったものですから皆さんのご判断を得たいと思えます。

(丸山委員長)

ソフト事業の意見をお願いします。

(中村委員)

デリケートな問題を多く含んでいるので質問しづらい部分がありますが、「その内容が広く県民に浸透したか」内容と言うのは、この環境税を使って実施されている内容のことですか。それとも森づくりが重要であるという一般的なことですか。その辺がわかりにくい。一般の方が、水源地域の手入れ不足の強度間伐にお金を使われているということをお聞きでないのでないかと思えます。

(勝山農林水産部長)

県民から500円を納めていただくことにより、森林の大切さを知っていただく意味もございます。手入れ不足人工林の整備をしていくことに主眼をおいていますし、税金の1割を活用し県民参加の森づくりを推進しているところであります。

(丸山委員長)

ソフト事業は県民全体に、ハード事業については、水源地域の手入れ不足森林の間伐を行いたいとのことでした。

(中村委員)

そのような理解は正しいと思えます。本当に県民の皆様に伝わっているのかなあと思いました。

(勝山農林水産部長)

そこは、私達が一番気にしているところであります。委員会の中で議論していただきたいと思えます。

(新木委員)

漁業者としても、森の木は大切と知りつつもあまり知らなかった。伐採した木を山にそのままにしておくのはもったいないと思えます。県民に広く知っていただくためには、間伐材を活用すれば県民の理解も得れるものと思えます。

(丸山委員長)

能登・加賀の事業量の配分が適切に行われていることが納税者に対してアピールでき評価できることかと思えます。

(丸山委員長)

今日は、報告書骨子を説明いただきました。基本的に、この方向で纏めていくことでよろしいでしょうか。

委員全員異議なし

(角委員)

最終的に纏めるのは、現地検討会を含めてとなりますか。

(事務局)

そのとおりです。